

「再生材の利用基準」平成30年5月（新旧対照表）

改 定	現 行
2 用語の定義 (1)「再生クラシャーラン」 (略) (2)「再生加熱アスファルト混合物」 (略) (3)「エコスラグ」 エコスラグとは、一般廃棄物 <u>(産業廃棄物と混合処理をした場合を含む)</u> 及び下水道汚泥から製造する溶融スラグをいい、<u>「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」(平成29年3月改定)</u>、の基準を満たすものをいう。 別記5 エコスラグ及びエコスラグ入り再生加熱アスファルト混合物の品質及び規格 1 再生加熱アスファルト混合物に使用するエコスラグの品質及び規格 ①再生加熱アスファルト混合物に使用するエコスラグは、以下のア～ウを満たすものとする。 ア 「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰及び溶融固化した道路用溶融スラグ（以下、「JIS A 5032」という。）<u>4.1</u>表1の溶融スラグ細骨材 <u> </u> FM-2.5 の基準を満足すること。	2 用語の定義 (1)「再生クラシャーラン」 (略) (2)「再生加熱アスファルト混合物」 (略) (3)「エコスラグ」 エコスラグとは、一般廃棄物 <u> </u> 及び下水道汚泥から製造する溶融スラグをいい、<u>「宇都宮市エコスラグ有効利用指針」(平成21年2月改定)</u> の基準を満たすものをいう。 別記5 エコスラグ及びエコスラグ入り再生加熱アスファルト混合物の品質及び規格 1 再生加熱アスファルト混合物に使用するエコスラグの品質及び規格 ①再生加熱アスファルト混合物に使用するエコスラグは、以下のア～ウを満たすものとする。 ア 「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰及び溶融固化した道路用溶融スラグ（以下、「JIS A 5032」という。）<u>3</u> . 表1の溶融スラグ細骨材 <u>(水破スラグ、徐冷スラグ)</u> FM-2.5 の基準を満足すること。

イ セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計が 100Bq/kg以下であること。

ウ 宇都宮クリーンパーク茂原で生産されたものであること。もしくは県内の溶融処理を行う施設において一般廃棄物（産業廃棄物と混合処理をした場合を含む）及び下水汚泥から生産されたものであること。

②外観は堅硬で、かつ、異物、針状固化物及び扁平又は鋭利な破片など、使用上有害なものを含まないものとする。

③有害物質の溶出量と含有量については、次のとおりと_____
_____ する。

（略）

④粒度、表面密度、吸水率については、次のとおりと_____
_____ する。

（略）

⑤ロット管理については、1 か月分の溶融スラグの生産量を品質管理上の 1 ロットとし、溶融スラグの品質を定期的な検査で確認する。

⑥試験方法は次のとおりとする。

イ セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計が 100Bq/kg以下であること。

ウ 宇都宮クリーンパーク茂原で生産されたものであること。もしくは県内の公共一般廃棄物処置施設あるいは栃木県下水道資源化工場で生産されたものであること。

②外観は堅硬で、かつ、異物、針状固化物及び扁平又は鋭利な破片など、使用上有害なものを含まないものとする。

③有害物質の溶出量と含有量については、次のとおりとし試験方法及び頻度については⑤による。

（略）

④粒度、表面密度、吸水率については、次のとおりとし試験方法及び頻度については⑤による。

（略）

⑤ロット管理については、受け入れる溶融対象物の正常変更又は運転条件の変更によって、品質管理上無視できない品質の変化が生じた時点で別ロットとし、1 ヶ月に 1 回以上の頻度で資料を採取・保管する。

また、試料は全体を代表するように採取し、合理的な方法で縮分して供試試料とする。なお、各種試験の方法及び頻度は次による。

試験の種類	試験の方法
溶出試験	<u>JIS A 5032 6.5</u>
含有試験	<u>JIS A 5032 6.5</u>
粒度試験	JIS A 1102, JIS A 1103
表乾密度及び吸水率試験	JIS A 1109

⑦検査方法は、JIS A 5032.7.3.1, JIS A 5032.7.3.2による。

⑧検査の頻度は、JIS A 5032.7.4による。

⑨エコスラグの製造者は⑦による検査を行い、提供する場合には別紙様式－３による検査結果を添付する。

試験の種類	試験の方法	試験の頻度
溶出試験	<u>JIS K 0058-1 5. or 6.</u>	－ 1ヶ月に1回以上
含有試験	<u>JIS K 0058-2</u>	－ 1ヶ月に1回以上
粒度試験	JIS A 1102, JIS A 1103	－ 3ヶ月に1回以上
表乾密度及び吸水率試験	JIS A 1109	－ 3ヶ月に1回以上

⑥エコスラグの製造者は⑤による各種試験を行い、提供する場合には別紙様式－３による試験結果を添付する。

エコスラグ試験成績書

様

製造者名 : ()
 エコ施設名 : ()
 呼び名 : ()
 ロット番号 : ()
 検査番号 : ()

項 目			試験結果	規格値	試験方法	検査年月日	備考
有害物質の溶出量	カドミウム	mg／L		0.01 以下	JIS K0058-1 5 or 6 <u>JIS A5032 6.5</u>		
	鉛	mg／L		0.01 以下			
	六価クロム	mg／L		0.05 以下			
	砒素	mg／L		0.01 以下			
	総水銀	mg／L		0.0005 以下			
	セレン	mg／L		0.01 以下			
	フッ素	mg／L		0.8 以下			
	ホウ素	mg／L		1.0 以下			
有害物質の含有量	カドミウム	mg／kg		150 以下	JIS K0058-2 <u>JIS A5032 6.5</u>		
	鉛	mg／kg		150 以下			
	六価クロム	mg／kg		250 以下			
	砒素	mg／kg		150 以下			
	総水銀	mg／kg		15 以下			
	セレン	mg／kg		150 以下			
	フッ素	mg／kg		4000 以下			
	ホウ素	mg／kg		4000 以下			
外観				良			
粒度分布	呼び名			FM-2.5			
	ふるいを通るものの質量百分率 (%)	4.75mm		100	JIS A1102		
		2.36mm		100~85			
		75 μ m		0~10	JIS A1103		
表乾密度		g／cm3		2.45 以上	JIS A1109		
吸水率		%		3.0 以下			
試験機関名			有害物質の溶出量試験：				
			有害物質の含有量試験：				

※放射能濃度の直近の試験結果を添付すること。